

# 太陽光発電設備などの再生可能エネルギー

## 発電設備についての課税

☎ 町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

家屋の屋根・土地などに10キロワット以上の太陽光パネルを設置して売電する場合、太陽光パネルなどの設備は固定資産税（家屋または償却資産）の対象となります。左記の表をご確認いただき、償却資産に該当する設備を所有されている方は、固定資産税（償却資産）の申告を毎年1月末までにお願いたします。

### 設置者および発電規模別課税区分

| 設置者         | 10kw以上の太陽光発電設備<br>(余剰売電・全量売電)  | 10kw未満の太陽光発電設備<br>(余剰売電)                   |
|-------------|--|--|
| 個人<br>(住宅用) | 家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の余剰・全量を売電される場合、売電するための事業用資産となり、発電に関する設備は課税の対象となります。 | 売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。 |
| 個人<br>(事業用) | 個人の方であっても事業のように供している資産は、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象になります。                      |  |
| 法人          | 事業のように供している資産なので、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象になります。                              |  |

### 固定資産税（償却資産）の軽減措置について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、経済産業省の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を平成30年3月31日までに取得し、ある一定の条件にあてはまる場合は、設備に関する固定資産税額について最初の3年間は課税標準額を3分の2とする特例措置があります。

### 太陽光発電設備を設置された土地の評価・課税について

太陽光発電設備を設置する土地（固定資産）は、利用状況から判断し、地目を宅地や雑種地に認定します。そのため、農地や山林などを太陽光発電設備用地として利用した場合、評価額・税額が大きく変わる場合があります。

詳しくは町民税務課課税係までお問い合わせください。

### 芝山町社会福祉大会開催

☎ 社会福祉協議会 ☎ 77-0850

町民と社会福祉関係者の決意を新たにす第10回芝山町社会福祉大会を開催します。どなたもご自由に参加ください。

■日時 2月11日(祝)

午後0時30分受付開始

■会場 福祉センター「やすらぎの里」講習室

### ■内容

大会宣言の採択、福祉功労者表彰などの式典や、小中学生による「福祉に関する作文標語ポスターコンクール」入賞作品の掲示・紹介など

### ○記念講演

テレビ・ラジオで活躍中のジャーナリスト・コラムニストの橋本テツヤ氏による記念講演「生涯現役！いつまでも輝くために、日常的に自分を磨く」を予定しています。



## 年金

### 学生納付特例制度 申請はお済みですか？

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

学生で保険料を納めることが困難なときは、町民税務課国保年金係に申請し、日本年金機構で前年の所得などを審査・承認を受けると、承認された期間の保険料は猶予されます。

#### ■対象となる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学する20歳以上の学生または生徒で、本人の前年所得が118万円＋扶養親族などの数×38万円以下の方

#### ■必要なもの

年金手帳、平成28年度有効の学生証（コピー可）、在学証明書、印鑑

#### ■ここがポイント！

##### ①結果通知

日本年金機構から承認（または却下）通知が後日郵送されます。また、決定されるまでの間に納付書が送付される場合があります。

##### ②申請は毎年必要です

承認期間は4月（または20歳誕生日）から翌年3月までです。

##### ③学生でなくなったとき

卒業後などに厚生年金に加入

する予定のない方で、引き続き

保険料の納付が困難な場合は、納付猶予、保険料免除の申請ができます。詳しくは町民税務課国保年金係までお問い合わせください。

#### 【注意】

学生納付特例の承認を受けた期間は、国民年金保険料の納付が猶予され障害基礎年金などを受けるための期間に参入されて未納期間となりません。

しかし、将来老齢基礎年金を受けるための期間には参入されますが、年金額の計算には入りません。

そこで、承認を受けた期間の保険料を10年以内であればさかのぼって納めることができる。「追納」をお勧めします。



## 国保

### 国保の加入・脱退 届け出は14日以内に！

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

国民健康保険（以下、「国保」）に加入するときや社会保険に加入して国保を辞めるときには、届け出が必要です。事由が発生した日から14日以内に国保年金係へ届け出てください。

#### ○国保税は、加入の届け出をした日ではなく、資格を得た日までさかのぼって納めなければなりません。

○届け出が遅れると、国保税と社会保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

○転職の際、保険の空白期間ができたときには、国保の加入

および年金の手続きが必要になる場合があります。

※社会保険加入後に、国保保険証を使って医療を受けてしまうと、町が負担した医療費を返還していただくこととなります。必ず受けた医療機関に保険証が変わったことを伝えてください。

| どんなとき        | 届け出に必要なもの   |  |
|--------------|---|--|
| 職場の保険を辞めたとき  | 印鑑・職場の健康保険を辞めた証明書（離職票など）<br>世帯主および国保に加入する方の個人番号が分かるもの<br>※60歳以下の方は基礎年金番号が分かるものもお持ちください。 |  |
| 職場の保険に加入したとき | 印鑑・職場の新しい保険証・国保の保険証<br>世帯主および国保を辞める方の個人番号が分かるもの   |  |
| その他          | 国保の被保険者が亡くなったとき   | 保険証・喪主の方の印鑑、通帳<br>葬儀の書類(会葬礼状または葬儀の領収書) |
|              | 住所・氏名などの変更があったとき  | 印鑑・保険証                                 |
|              | 保険証を無くしたとき  | 印鑑・身分を証明するもの<br>世帯主および無くした方の個人番号が分かるもの |